

重要性に十分留意する必要があると考える。

### (2) バリューチェーンとしての武器・兵器産業への投資・取引

日系を含めた世界各国の機関投資家が、対人地雷やクラスター弾を製造する関連企業への投資を引き揚げないし抑制している動きからも明らかのように<sup>10</sup>、国内外のESG投資において、武器・兵器産業への投資について厳格に判断しようとする動きが強まっていることは確かである。今後、さらにAI・ロボット兵器やサイバー兵器の開発が進むことが予想される中、ESG投資を取り込むことを目指す日本企業としては、機関投資家の動向を引き続き注視する必要があると思われる。

ただ一方で、わが国を取り巻く東アジアの地政学的状況をみると、強大化する中国や不安定な朝鮮半島情勢等に対応して、わが国が同盟国・準同盟国との間で安全保障上の協力を進めることは不可避であり、かつ必要なことと考えられる。わが国を取り巻くかかる国際情勢に鑑みると、日本企業としては、ジュネーブ条約を含む国際人道法に照らして精緻な分析・検討を行った上で、機関投資家に対する丁寧な説明を行って理解を得ることを前提として、相当な範囲で武器・兵器の開発や取引に従事することはあり得ると考える。

### (3) ハラスメント・国内課題

国際的な#MeToo運動はわが国にも波及しているが、セクハラ、パワハラ、マタハラ等の職場における各種ハラスメントは、長時間労働や過労自殺・過労死とともに、わが国の雇用・労働問題上の最も大きな人権リスクの一つであり、日本企業が2019年も本腰を入れて取り組まなければならない課題であることについては筆者も異論がない。

グローバル企業への転換を目指す日本企業にとって、自社（グループ）内の経営陣・社員の多様化と、それによって生み出される活力こそが、グローバル経済下での生き残りの鍵と考えられる。2018年は企業法務において

もLGBT社員への対応<sup>11</sup>や障がい者の法定雇用率が問題となったが、2019年は日本企業において、さらに自社（グループ）内の多様化を進め、それによって生み出される活力をエンジンとして、グローバル経済下での競争を勝ち抜いていかなければならぬと考える。

## VI 今後に向けて

### 1. 伊藤弁護士の見解

**伊藤** 以上見てきたとおり、ビジネスと人権に関する日本の取組みはいまだ多くの課題を抱えており、今後2020年のスポーツイベントを控え、国際NGOからターゲットとされて人権リスクにさらされる危険性がある。長期的に見ても、ESG投資やSDGs（持続可能な開発目標）が重視されるグローバル経済の中で日本がどのような役割を果たしていくのか、厳しく問われる時代となってくるであろう。企業方針に携わる方々に真剣な議論を期待したい。また、紙幅の都合で詳細な説明は割愛するが、今後の取組みを加速させるためにも、英国現代奴隸法、フランス人権デューディリジェンス法やEU非財務開示指令等を参考に、ビジネスと人権の取組みを促進する法制度の制定に強く期待したい。

### 2. 筆者の見解

**蔵元** 「ビジネスと人権」に関するわが国の取組みはいまだ多くの課題を抱えており、今後2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、日本企業が国際人権NGOからターゲットとされて人権リスクにさらされる危険性があることについては筆者も同意見である。

このような中で、本連載で解説してきたように、サプライチェーンの適正化・透明化を

指向する各国の人権監視法の立法化の進展は著しく、2018年末にはオーストラリアでは豪州版現代奴隸法が成立し、オランダでは児童労働デューディリジェンス法が近く成立する見込みであり、日本企業の対応が急務となっている<sup>12</sup>。さらに、本連載第5回で解説した米国の貿易円滑化・貿易執行法については<sup>13</sup>、米国関税当局が、国際人権NGOからの通報の活発化を受け、同法を積極的に執行して強制労働により生産・製造された製品の米国への輸入差止めを精力的に行っている。米国関税当局は、最近では、2018年5月にトルクメニスタンの綿・関連製品全般の米国への輸入差止めを行っているが<sup>14</sup>、今後、仮に、米国関税当局が、特定の日本企業（またはその下請企業等）が外国人技能実習生を酷使しているという情報を入手した場合、当該日本企業の米国への輸出品を差し止めることもあり得るといえる。日本企業は、人権デューディリジェンス等の措置を早急に実施することが推奨される。

さらに、現在、日本政府においては、指導原則に基づいて国内の取組みを規定する「国別行動計画（NAP）」を策定中<sup>15</sup>であるが、筆者としては、政府に対し、経済・貿易政策の一環としても、日本企業の「ビジネスと人権」ないしESG課題への取組みを後押しする立法・行政上の措置を取ることを求めたい。前述のとおり、グローバル経済下において日本企業がこれらの課題に積極的な取組みを行うことが必要である以上、それを後押しすることは経済・貿易政策としても重要と思われ

る。具体的には、各国でサプライチェーンの適正化・透明化を指向する人権監視法の立法化が進展する中で、わが国も同様の法的枠組みを設けることに加えて、当該基準に関する国際的なルールメイキングに乗り出した方が、日本企業と外国企業の間の経済活動における公平な競争条件の確保（Level Playing Field）を実現できると思われる。すなわち、現在、安価な労働力を背景に国際的競争力を増している新興国の企業の製品・產品に対し、サプライチェーンの適正化・透明化を要求することで、適正かつ透明なサプライチェーンという公平な競争条件を課し、その結果、日本企業の競争優位性を確保できると考えられる。

今のところ、日本政府においては「ビジネスと人権」ないしESG課題を主管する省庁は明確には定まっていないように見受けられるが、国際人権保障という面では外務省において、労働・人権問題という面では厚生労働省や法務省において取組みを行うほか、経済・貿易政策の面では経済産業省において取り組みを行うことが必要と思われる。

本連載はインタラクティブかつ日本企業の法務・コンプライアンス担当の方々の真に役立つものを目指しているため、本稿の内容についてもご質問があれば、本誌編集部（本誌奥付記載のメールアドレス）までご連絡いただきたい。筆者としては、今後の連載の中で取り上げ、読者と（疑似的な）議論を行っていきたいと考えているところである。

（つづく）

10 三井住友トラスト・ホールディングス 2017 ESG/CSRレポート「対人地雷とクラスター弾に関連する企業とのエンゲージメント」(<https://www.smith.jp/csr/report/2017/full/all.pdf>)。

11 本連載第6回「LGBTをめぐる法的動向と従業員対応における実務上の留意点——日本企業のステークホルダー対応およびダイバーシティ経営推進の観点から」本誌1083号（2016）79頁以下参照。

12 本連載第9回「人権監視法」の国際的進展と日本企業の対応の必要性——日本企業の英國現代奴隸法に基づく開示例の分析、豪州版現代奴隸法の制定への動き、さらに、より強力なオランダ版新法（案）の概要等】本誌1108号（2017）50頁。

13 本連載第5回「責任あるサプライチェーン」に関する各國の法令の最近の動向(下)——「カリフォルニア州サプライチェーン透明法」(California Transparency in Supply Chains Act of 2010)、Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015、米国大統領令等】本誌1075号（2016）70頁。

14 同国の政府が、毎年の綿花の収穫作業に、教師や医師を含む1万人以上の公務員と10～15歳までの児童を従事させているというNGOからの通報が発端となっているようである (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/05/8e75c1b333f1e70c.html>)。

15 第一段階として、外務省は現状把握としての「ビジネスと人権に関するベースラインスタディ報告書」を取りまとめ、2018年12月から本年1月末にかけて意見募集を実施した ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr\\_ha/page22\\_001608.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_001608.html))。